伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、若者及び子育て世代が伊賀市に移住し、及び定住することを促進し、地域の活性化を図るため、伊賀市に居住するための経費に対し交付する伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　賃貸住宅　住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。

ア　国又は地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

イ　給与住宅

ウ　賃借人及びその世帯構成員の３親等内の親族が所有する住宅

⑵　給与住宅　企業、国、地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で貸与する社宅、寮等の住宅をいう。

⑶　家賃　賃貸借契約で定められた賃借料をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料、町内会費その他市長が適当でないと認める費用を除く。

⑷　住宅手当　住宅に関する全ての手当等をいう。

⑸　若者　補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）において39歳以下である者をいう。

⑹　子育て世帯　申請日において中学生以下の者が属する世帯をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　補助金の交付決定日から起算して３年以上伊賀市に継続して定住することを誓約すること。

⑵　令和７年４月１日以後に伊賀市に転入をした若者又は子育て世帯に属する者であって、当該転入の日前１年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されていた者でないこと。

⑶　伊賀市内に所在する賃貸住宅の賃借人であること。

⑷　伊賀市の住民基本台帳に前号の賃貸住宅の所在地において登録され、当該地に現に居住していること。

⑸　転勤、出向、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住でないこと。

⑹　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

⑺　補助対象者本人が市税を滞納していないこと。

⑻　補助対象者本人及びその世帯の構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と密接な関係を持っている者でないこと。

⑼　日本人である、又は外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第２に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであって、在留期間が申請日以後３年以上あるものであること。

⑽　この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国、県その他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助対象経費は、補助対象者が居住する賃貸住宅の家賃とする。

２　補助対象経費の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、補助対象者が初回の交付の申請を行った日の属する月の翌月の初日から連続する２年間とし、補助対象者１人につき１対象期間とする。

３　補助金の額は、対象期間の月ごとに補助対象経費から補助対象者又はその世帯の構成員が支給を受けた住宅手当その他市長が適当でないと認める経費の額を控除した額の２分の１以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象者が若者である場合は２万円を、子育て世帯である場合は３万円を限度とする。

（補助金の交付の申請書の様式等）

第５条　補助金に係る規則第４条第１項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて年度ごとに行うものとする。

⑴　誓約書（様式第２号）

⑵　同意書（様式第３号）

⑶　世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるものに限る。）

⑷　転入日から起算して過去１年以上市外に居住していたことを証する書類

⑸　住居の賃貸借契約書の写し

⑹　写真付き身分証明書の写し

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、本市に転入した日から３月を経過する日までに行わなければならない。ただし、対象期間において引き続き行う申請については、当該申請の年度の４月末日までとする。

（補助金の交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、交付しないことを決定したときは、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第７条　補助金に係る規則第６条第１項第１号に規定する変更の承認は、同条第２項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金変更承認申請書（様式第６号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

２　補助金に係る規則第６条第１項第２号に規定する廃止の承認は、同条第２項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金廃止承認申請書（様式第７号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

　（着手届の不要）

第８条　規則第12条第１項の規定は、補助金の交付について適用しない。

（実績報告）

第９条　補助事業に係る規則第12条第２項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の決定があった日の属する年度の３月31日までに行うものとする。

⑴　伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金住宅手当支給等証明書（様式第９号）

⑵　家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し

⑶　市税に滞納がないことを証する書類

⑷　口座振込依頼書

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条　補助金に係る規則第14条第２項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

２　補助金の交付は、前条の規定による報告において指定された金融機関の口座に振り込む方式により行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条　市長は、規則第18条第１項各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けた者（以下「申請者」という。）が交付決定日から３年を経過する日までの間に市外に転出したときは、補助金の交付の決定を取消すものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

　⑴　申請者の就業先の倒産、災害等により、生活の本拠を移さざるを得なくなったとき。

　⑵　申請者が死亡したとき。

２　前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付決定取消兼返還命令書（様式第11号）により補助金の全額の返還を期限を定めて命ずるものとする。

（補助金の終期）

第12条　補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和９年度までとする。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。